

今年は、次の選挙が予定されています。

『東京都知事選挙』

投票日：令和2年7月5日
(任期満了日：令和2年7月30日)

贈らない! 求めない! 受け取らない!
～みんなで徹底! 三ない運動～

有権者・市民の皆様へ

下記のものは、
求めたり受け取ったり
してはいけないものです。



政治家の皆様へ

下記のものは、
提供したり贈ったり
してはいけないものです。

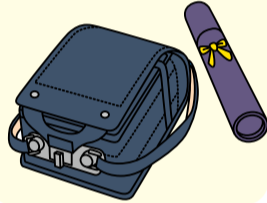


政治家の寄附は禁止! 有権者が求めるのもダメ!



お歳暮やお年賀

入学祝い・卒業祝い



病気見舞い



落成式・開店祝いの花輪

葬式の花輪、供花



お祭りへの寄附や差し入れ

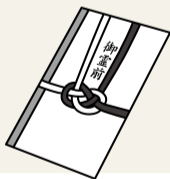


結婚祝い



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

葬式の香典



町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ



寄附の禁止 こんなときは? Q & A

Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は寄附にあたりますか?

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。

Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか?

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります)

Q 政治家が家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか?

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。

Q 趣味の会で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家が2口(2,000円)以上払ったときは、寄附にあたりますか?

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。

Q 地域で開催されるカラオケ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか?

A 物品の提供も、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。

数々の投票参加を願っております。
本年は7月30日に任期を迎える東京都知事選挙が実施されるので有権者多数の投票参加を願っております。

感謝し、改めて御礼申し上げます。
昨年、立川市選挙管理委員会は参議院選挙と立川市長選挙を執行しました。国政と自治体の違いはあっても共に大事な選挙であるので、両方の選挙が皆様方のご協力が無事に終了したことに感謝し、改めて御礼申し上げます。

の根幹であると思います。
昨年、立川市選挙管理委員会は参議院選挙と立川市長選挙を執行しました。国政と自治体の違いはあっても共に大事な選挙であるので、両方の選挙が皆様方のご協力が無事に終了したことに感謝し、改めて御礼申し上げます。

明けておめでとうございます。
本年も立川市選挙管理委員会に変わらぬご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。



立川市
選挙管理委員会
委員長 卯月平吉

今年
は東京
都知事
選挙
の年
です

選挙に関する情報については立川市のホームページでもお伝えします。 <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>



インターネットを利用した選挙活動



平成25年4月の法改正により、国政選挙、地方選挙においてインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。認められているのは「選挙運動」で、「インターネット投票」はできませんのでご注意ください。

○有権者ができること

ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動。

○候補者・政党等ができること

有権者ができることに加え、電子メールを利用した選挙運動。(制限があります)

×インターネット選挙運動で禁止されていること

有権者が電子メール(SMTP方式および電話番号方式)を利用した選挙運動をすること。

18歳未満の者が選挙運動をすること。

ホームページや電子メール等を印刷して頒布すること。

選挙運動期間外に選挙運動をすること。



有権者



候補者



政党等



電子メール

有権者が電子メールで選挙運動を行うことは禁止。



ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等
※氏名、電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

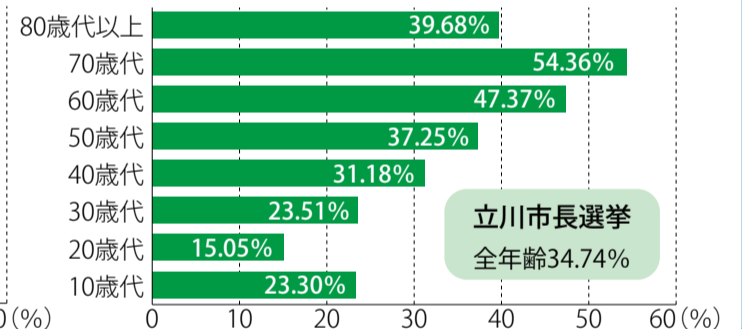
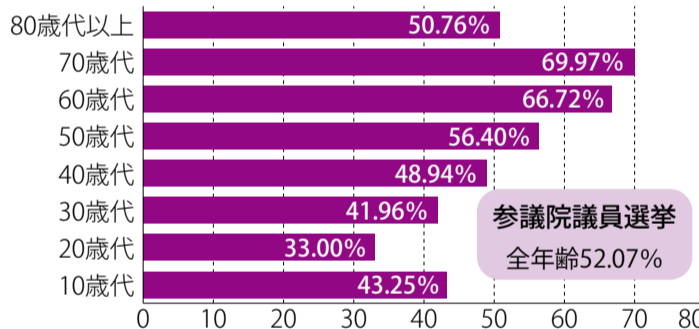
※氏名、電子メールアドレス等の表示義務
※一定の記録の保存義務
自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等、送信先には一定の制限があります。

有権者



年代別投票率について

令和元年7月21日執行の参議院議員選挙および令和元年9月1日執行の立川市長選挙の年代別投票率です。70歳代が最も高く、20歳代が最も低くなっています。



あなたの投票所はこちらです



市のホームページでもご覧いただけます

区域	建物名称
1 富士見町1、2、4、5丁目の全部 富士見町3丁目1~9、17、18	市立第四小学校
2 柴崎町1、2、5丁目の全部 柴崎町4丁目7~ 曙町1丁目1~10	市立第一小学校
3 柴崎町3、6丁目の全部、柴崎町4丁目1~6 錦町2丁目1、2、5~8、11~	東京都立立川高等学校
4 錦町1、3、4丁目の全部 錦町2丁目3、4、9、10	市立第三小学校
5 羽衣町の全部	市立第六小学校
6 曙町2丁目11~17、20~28 曙町3丁目の全部 高松町3丁目27~	市立第二小学校
7 曙町1丁目11~ 曙町2丁目1~10、18、19、29~ 高松町3丁目1~26	立川市女性総合センター
8 高松町1、2丁目の全部	市立第五小学校
9 栄町2丁目33~ 栄町3丁目1~29 栄町4丁目の全部 栄町5丁目1~28、56~67 栄町6丁目2、3、5、6 泉町899	昭和第一学園高等学校
10 栄町5丁目29~55、68~ 栄町6丁目1、4、7~ 幸町1~3丁目の全部 泉町841、935	市立第八小学校
11 柏町1、2丁目の全部 砂川町1丁目1~42、53~	市立第十小学校
12 砂川町1丁目43~52 砂川町2丁目の全部 上砂町1、2丁目の全部 泉町3454、3538、3756、3818	市立第九小学校
13 西砂町1~3丁目の全部	市立西砂小学校

区域	建物名称
14 若葉町1、2丁目の全部	けやき台団地集会所
15 富士見町3丁目10~16、19~ 富士見町6、7丁目の全部	市立新生小学校
16 栄町1丁目の全部 栄町2丁目1~32 栄町3丁目30~	市立南砂小学校
17 若葉町3、4丁目の全部	市立立川第九中学校
18 幸町4~6丁目の全部	市立幸小学校
19 一番町2丁目14~ 一番町4丁目17~ 一番町3、5、6丁目の全部 西砂町6丁目1番地の4~14、6番地	市立松中小学校
20 砂川町3、4丁目の全部 上砂町4丁目の全部	立川市こびら橋会館
21 柏町3~5丁目の全部 砂川町5、6丁目の全部 砂川町7丁目1~24、25番地の1~9 砂川町7丁目25番地の34、36	市立柏小学校
22 砂川町7丁目25番地の10~33 砂川町7丁目25番地の35 砂川町7丁目26番地~ 砂川町8丁目の全部、上砂町5、6丁目の全部	市立上砂川小学校
23 上砂町3丁目の全部 一番町1丁目の全部 一番町2丁目1~13、一番町4丁目1~16	市立立川第五中学校
24 西砂町4、5、7丁目の全部 西砂町6丁目のうち次以外 【1番地の4~14、6番地】	市立立川第七中学校
25 錦町5、6丁目の全部	市立第七小学校
26 緑町の全部 泉町のうち次以外 【841、899、935、3454、3538、3756、3818】	東京都立川地域防災センター

いろいろあります 投票方法



選挙の日、仕事などで投票所に行けない方

投票日に、お仕事やご旅行などの予定で投票所へ行けない方は「**期日前投票**」をすることができます。

令和元年7月21日執行参議院議員選挙および令和元年9月1日執行立川市長選挙においては、つぎの2か所で行いました。

参議院議員選挙	①	場所：立川市役所101会議室 期間：令和元年7月5日～令和元年7月20日
	②	場所：窓口サービスセンター多目的スペース 期間：令和元年7月16日～令和元年7月19日
立川市長選挙	③	場所：立川市役所101会議室 期間：令和元年8月26日～令和元年8月31日
	④	場所：窓口サービスセンター多目的スペース 期間：令和元年8月27日～令和元年8月30日

①②③④とも午前8時30分から午後8時まで

★ 投票所入場整理券裏面の期日前投票宣誓書に必要事項をご記入の上、お持ちいただきますとスムーズに投票ができます。

★ 期日前投票宣誓書は市のホームページからのダウンロードもできるほか、期日前投票所にもご用意しております。

投票所入場整理券について

投票所入場整理券は公示日・告示日頃、お手元に届くよう世帯ごとに封書にてお送りしています。ご家族分がまとめて入っておりますので、投票に行く際は、**ご自分の入場整理券**をお持ちください。国政選挙については閣議決定から公示までの期間が短いいため、投票所入場整理券がお手元に届くのが遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、届いていない、紛失した場合などでも、**立川市の選挙人名簿に登録されていれば投票できます**ので、期日前投票所・投票日当日投票所にお越しの際、職員にお申し出ください。

選挙期間中、仕事や旅行などで遠方においでの方

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会で投票する「**不在者投票制度**」が利用できます。事前の手続きが必要となりますので、選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

病院や施設に入院・入所されている方

都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。手続きに日数を要しますので、施設へのお申し出は早めをお願い致します。

選挙に関するお問い合わせは…

立川市選挙管理委員会事務局
立川市泉町1156-9
☎(523)2111 内線1631・1632・1633

高齢や障害などで、外出が困難な方

重度の障害などがあるために移動が困難で、投票所に行けない方が、自宅など現在の居場所で投票用紙に自ら記載をし、郵便や信書便で投票できる「**郵便等投票制度**」があります。

対象者

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※郵便等投票をするためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めのお手続きをお願いします。

郵便投票をなさる方で、ご自身で字を書くことが困難な方

下記に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ区市町村選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に候補者名等の記載をさせる「**代理記載制度**」がご利用になれます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

※代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めにお申し出ください。

ご自身で記入できない方・目の不自由な方

身体が不自由であったり、ご自分で字の書けない方のために、申し出により係員が代筆する「**代理投票**」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。また、目の不自由な方は、点字で投票する「**点字投票**」の制度があります。いずれも、投票所で係員に、お申し出ください。

海外にお引越し予定の方

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その住所を管轄する領事官の区域内に住所を有する方には、外国にいても国政選挙(衆議院議員選挙・参議院議員選挙)について投票することができる「**在外投票制度**」があります。

この制度をご利用するには、在外選挙人名簿登録手続きが必要です。申請は、本人または同居の家族等が住所を管轄する日本大使館や総領事館(出張駐在官事務所を含む)の窓口で行う在外公館申請および海外転出届け出の際、最終住民登録地の選挙管理委員会で行う、出国時申請があります。

あけましておめでとうござい
す。日頃より有権者の皆様には
「明るい選挙」推進運動にご理解
とご協力を賜り感謝申し上げます。
昨年は参議院選挙、立川市長選
挙が行われました。
特に立川市長選挙は、私たち市
民の日常生活に最もかわりのあ
る身近な選挙であり、結果として
投票率が前回を上回りましたこと
は誠に喜ばしく心より御礼を申し
上げます。
今年も皆様もご承知の通り、七
月に東京都知事選挙が行われます。
今後の都政を託す重要な選挙です。
有権者の皆様には都政に参加する
ことが出来る機会を是非とも生か
していただき、大切な一票を棄権
することなく投票して頂きたいと
思います。
本年が皆様にとりまして健康で
幸多からんことをご祈念致しまし
て、念頭の挨拶とさせていただきます。



立川市明るい選挙
推進協議会
会長 岡部重徳

新年を迎えて

こんにちは！ 明るい選挙推進委員です

明るい選挙推進委員は各自治会から推薦され、立川市明るい選挙推進協議会から委嘱されています。任期は2年で、平成30・31年度は約180人が市内12地区に分かれて「明るい選挙」推進のために活動しています。

■平成31年度編集委員

富士見地区………景山 ちづ子	栄地区 ……………市村 功
柴崎地区………山田 泰久	若葉地区 ……………七海 和男
錦地区………志村 修	幸地区 ……………岡部 憲一
羽衣地区………佐藤 俊夫	柏地区 ……………村野 時男
曙地区………大井 邦彦	砂川東地区 ……………岡田 孝三
高松地区………並木 健治	砂川西地区 ……………高谷 由美

どのような活動をしているの？

集会等の場で、身近な問題について話しあうことを通じて、政治や選挙に関する関心を深めていく「話しあい活動」を行ったり、研修会への参加、選挙啓発講演会を実施したり、機関紙を発行しています。

また、期日前投票所および投票日当日の各投票所で投票管理者や投票立会人の職務を執り行っています。



12月14日立川女子高等学校出前授業で模擬投票の候補者役をしました。



選挙に立会人として参加するとは思っていませんでした。しかし、それによって投票に来る一人ひとりの一票が大切なのだと改めて思いました。過ごしやすい日常にする為にもよく考え、投票してほしいと思います。

富士見地区 萱間 源太



去年の参議院議員選挙の投票率は52.07%でした。市長選挙の投票率は34.74%で身近な選挙も参議院選の投票率に及ばなく、70代(54.36%)がトップで、60代、80代以上、50代、40代、30代、10代、20代(15.05%)の順で、若い世代の投票率が低いです。選挙は民主主義の根幹です。政治と選挙に関心をいただき、棄権することなく大切な一票を投票しましょう。

柴崎地区 小林 貞夫

最近の投票率の低さをみると、選挙前に「投票に行こう」といった啓発や「選挙割」などの工夫には限界があるかと思う。常日頃から、政治に対するさまざまな考え方を学び、自ら社会の問題を考え行動していく主権者を育成することが課題であろう。

錦地区 志村 修



参議院選52.07%、市長選34.74%。令和元年の立川市内の投票率です。投票しなかったあなた。あなたは自分の将来を他人の意見に任せるのですか。すべてに賛成なのですね。本当にそれでいいのですか。

羽衣地区 佐藤 俊夫



明るい選挙推進委員になって気にかかっている事は投票率です。18歳選挙権導入になってからはとりわけ十代の投票率が気になります。導入当初は、まずまずの投票率でしたが最近の選挙では低下しているとの事。部活に参加して投票に時間を割けない高校生にも投票してもらいたい。しかしながら、低下しているのは十代だけではなく。現代人に合う投票のあり方に変えていく時代になってきているのではないのでしょうか。

曙地区 畑上 初恵



昨夏の市長選挙、初めて期日前投票をしてみました。立川駅隣接の窓口サービスセンターに設置された投票所は冷房完備、綺麗で落ち着いた雰囲気でした。投票も予め入場整理券裏面に記入したものを持参したので、ほんの数分で済みました。今夏、都知事選挙が予定されます。東京オリンピック開催等で多用の方も多いかと思います。是非、利用を…

高松地区 並木 健治

選挙投票率の低さ、特に若年層が深刻と感じます。

1回の選挙の実施には多額なコスト(税金)、労力が必要です。投票は権利ですが社会の将来を決める重要な義務でもあります。今後は、オンライン投票の導入等で若年層への施策が望まれます。

栄地区 市村 功



昨年の市長選挙は接戦であったが、参議院選とも投票率は低調であった。年代別では70才代を最高に低下している。少子高齢化での青年層の主義・主張が希薄にならないよう政治への興味を持ち関心を寄せることを期待する。

若葉地区 村上 健雄



選挙の度、二十代の投票率低さが投票率全体を押し下げている、と言われて来た。その通りだと私も思う。然し、投票率向上のためには候補者が自分の考えを判り易く説明し、内容を充実させる必要がある。また、選挙自体が盛り上がり、有権者が投票所に向かうよう、啓発活動の努力も求められると思う。

幸地区 岡部 憲一



私たちの様々な意見や要望は選挙で選出された代表者によって反映されます。市政を良い方向へ転換していただきたい、そのためには、私たち一人ひとりが政治や選挙に関心をもち、大切な自分の一票を進んで投票することが必要ではないでしょうか。

柏地区 村野 時男

みんなの選挙です。積極的に参加しましょう。将来を担う人を選ぶ大切な選挙です。大切な一票が大きな力となるために是非投票日には投票をしましょう！また、都合のつかない方は期日前投票をご利用されると良いと思います。

砂川東地区 岡田 孝三



投票立会人は投票で不正行為がないか目を光らせる。これまでは自治会などを通じて人員を確保することが多いが高齢者への負担も大きい。立会人は高校生選任で若者の投票を呼び込み若者に選挙への理解を深めてもらう。

砂川西地区 高谷 由美

